

## 久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 平成29年7月5日(水)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

2番	吉川保男
3番	曾束竹司
4番	芝田清
5番	岡井温宣
6番	岸田正次
7番	岸本勇
8番	中村末春
9番	田中壽嗣
10番	内田孝司
11番	酒部治雄
12番	辻本嘉亨
13番	西村裕
14番	奥田富和
15番	小西義清
16番	三宅美子
17番	吉川隆
18番	吉川倫子
19番	山田光夫
20番	林勉
21番	林吉一
22番	曾束照雄

4. 欠席委員 1番 藪内義成

5. 会議録署名委員      1 2 番 辻 本 嘉 亨  
                                 1 3 番 西 村 裕

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	武 田 隆 弘
農業委員会事務局	田 口 雄 基
産業課	三 村 明 生

7. 議 事

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について（3 条許可）
議案第 2 号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について（納税猶予（出口））
議案第 3 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について（利用権設定）
議案第 4 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定について（所有権移転）
議案第 5 号	久御山町農業委員会会議規則一部改正について
報告第 1 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 項の規定による転用届出について（4 条届出）
報告第 2 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について（5 条届出）
報告第 3 号	農地形状変更事業について （農地形状変更事業）

8. 会議の経過

(事務局長)

それでは、平成29年第7回久御山町農業委員会定例総会を、始めさせていただきます。本日、藪内委員より欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

それでは、開催にあたりまして奥田会長よりごあいさつをお願いします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(3条許可)
- 議案第2号 続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について(納税猶予(出口))
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定)
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(所有権移転)
- 議案第5号 久御山町農業委員会会議規則一部改正について
- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(4条届出)
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(5条届出)
- 報告第3号 農地形状変更事業について(農地形状変更事業)

それでは、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名します。12番の辻本委員、13番の西村委員でございます。よろしくお願いします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について(3条許可)を議題といたします。事務局説明願います。

(事務局)

議事に入ります前に、さる6月26日に実施しました現地

(事務局)

調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

- 4 番 芝田委員
- 7 番 岸本委員
- 1 1 番 酒部委員
- 1 2 番 辻本委員
- 1 3 番 西村委員
- 1 4 番 奥田会長
- 2 1 番 林吉一委員

事務局 3 名と都市整備課 1 名により実施しております。

議案第 1 号受付番号 2 1 について議案書 1 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 1 ページをご覧ください。

また別添農地法第 3 条第 2 項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第 3 条調書 1 ページをご覧ください。審議をお願いします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第 1 号受付番号 2 1 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第 1 号受付番号 2 1 の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 1 号受付番号 2 1 に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

(会長) 全員挙手。よって、許可することに決定します。  
つづきまして受付番号 22 について、事務局説明願います。

(事務局) それでは議案第 1 号受付番号 22 について議案書 2 ページ  
をご覧下さい。内容については記載のとおりです。  
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 2 ページ  
をご覧下さい。  
また別添農地法第 3 条第 2 項の判断基準に基づき作成いた  
しました農地法第 3 条調書 2 ページをご覧になり審議をお願い  
します。  
会長よろしく願います。

(会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員) 議案第 1 号受付番号 22 の案件につきまして、現地調査の  
報告をさせていただきます。  
本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長) 議案第 1 号受付番号 22 の説明と現地調査の報告が終わ  
りました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませ  
んか。

ご意見ご質問ないようでございます。  
それでは採決に入ります。議案第 1 号受付番号 22 に許可  
することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可することに決定します。  
つづきまして受付番号 23 について、事務局説明願います。

(事務局) それでは議案第 1 号受付番号 23 について議案書 3 ページ  
をご覧下さい。内容については記載のとおりです。  
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 3 ペ  
ージをご覧下さい。  
また別添農地法第 3 条第 2 項の判断基準に基づき作成いた

- (事務局) しました農地法第3条調書3ページをご覧になり審議をお願いいたします。  
会長よろしく申し上げます。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。
- (●●委員) 議案第1号受付番号23の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。  
本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。
- (会長) 議案第1号受付番号23の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。  
  
ご意見ご質問ないようでございます。  
それでは採決に入ります。議案第1号受付番号23に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。  
  
全員挙手。よって、許可することに決定します。  
つづきまして受付番号24について、事務局説明願います。
- (事務局) それでは議案第1号受付番号24について議案書4ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。  
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページをご覧下さい。  
また別添農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書4ページをご覧になり審議をお願いいたします。  
会長よろしく申し上げます。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。
- (●●委員) 議案第1号受付番号24の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

(●●委員) 本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長) 議案第1号受付番号24の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号24に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可することに決定します。

次に、議案第2号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について（納税猶予（出口））を議題とします。受付番号7について、事務局説明願います。

(事務局) それでは、議案第2号受付番号7について議案書5ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページから8ページをご覧ください。審議をお願いします。

会長よろしくをお願いします。

(会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員) 議案第2号受付番号7の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長) 議案第2号受付番号7の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号7について、特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

- (会長) 全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告  
します。
- つづきまして受付番号8について、事務局説明願います。
- (事務局) それでは、議案第2号受付番号8について議案書6ページ  
をご覧ください。内容については記載のとおりです。  
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページ  
をご覧ください。審議をお願いします。  
会長よろしく願います。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。
- (●●委員) 議案第2号受付番号8の案件につきまして、現地調査の報  
告をさせていただきます。  
本件の該当地については、特に問題ないものと思われま
- (会長) 議案第2号受付番号8の説明と現地調査の報告が終わりました。  
この件についてご意見ご質問はございませんか。
- ご意見ご質問ないようでございます。
- それでは採決に入ります。議案第2号受付番号8について、  
特例農地が農業相続人により適正に管理されていたと判断す  
ることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。
- 全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告  
します。
- 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項  
の決定について（ 利用権設定 ）」を議題とします。  
受付番号31について、事務局説明願います。
- (事務局) それでは、議案第3号受付番号31について議案書7ペー



(事務局)

ジをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の10ページをご覧ください。

利用権の設定については、本日2件ございますが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第3号受付番号31の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第3号受付番号31の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号31の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

これから審議していただく議案第3号受付番号32につきましては、●●●●委員に関係する農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権設定）の案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(●●●●委員 退席)

それでは受付番号32について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号32について議案書8ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の11ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第3号受付番号32の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第3号受付番号32の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号32の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

(●●●●委員 入室)

次に、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(所有権移転)を議題とします。

受付番号6について事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号6について議案書9ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

本案件につきましては、地主の方から京都府農業総合支援センターに売り渡しをするという案件でございます。その後の取得予定者につきましては、案件書の右下備考欄に記載

(事務局)

されているとおりでございます。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の12ページをご覧ください。こちらも所有権の移転については、本日3件ございますが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、説明願います。

(●●委員)

議案第4号受付番号6の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第4号受付番号6の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号6の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

それでは受付番号7について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号7について議案書10ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

こちらにつきましても、地主の方から京都府農業総合支援センターの方に売渡しする案件でございます。その後の取得予定者につきましては、右下備考欄にありますとおりでございます。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の13ページをご覧ください。審議をお願いします。

会長よろしく申し上げます。

- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。
- (●●委員) 議案第4号受付番号7の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。  
本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。
- (会長) 議案第4号受付番号7の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。  
  
ご意見ご質問ないようでございます。  
それでは採決に入ります。議案第4号受付番号7の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。  
  
全員挙手。よって、可とすることに決定します。  
それでは受付番号8について、事務局説明願います。
- (事務局) それでは、議案第4号受付番号8について議案書11ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。  
本案件につきましては、京都府農業総合支援センターの方から●●●の方に売渡しされる案件でございます。  
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の14ページをご覧ください。審議をお願いします。  
会長よろしくをお願いします。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。
- (●●委員) 議案第4号受付番号8の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。  
本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。
- (会長) 議案第4号受付番号8の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

(会長)

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号8の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、議案第5号の久御山町農業委員会会議規則一部改正についてを議題といたします。

それでは事務局、説明願います。

(事務局)

(説明)

(会長)

議案第5号の説明が終わりました。

今、説明いただいたところでございますが、皆さんご案内のように今回、農業委員会法が変わりました。

委員の構成が農業委員と推進委員と2種類の委員で構成される、数も1割ほどが減ということが主な理由で農業委員会の運営、審議の円滑化を図るために改正されたと思います。

皆さん、それぞれお見通しご理解をいただいているところと思いますが、この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とし規則の改正を行います。

これで、審議は終わります。これより報告に入ります。

それでは、報告第1号受付番号2農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(4条届出)を事務局報告願います。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号2について議案書23ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の15ページをご覧ください。

本件については、6月26日に現地調査をさせていただきまして、同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第1号受付番号2の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

特に、ご意見ご質問がないようなので、それでは、報告第2号受付番号7農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(5条届出)を事務局報告願います。

(事務局)

それでは、報告第2号受付番号7について議案書24ページから26ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の16ページをご覧ください。

本件については、6月26日に現地調査をさせていただきまして、同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第2号受付番号7の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

特に、ご意見ご質問がないようなので、次の報告に行きます。

これから報告していただく報告第3号受付番号1につきましては、●●●●委員に係る農地形状変更事業について(農地形状変更事業)の案件でありますので、当該事案の報

(会長) 告開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(●●●●委員 退席)

報告第3号受付番号1農地形状変更事業について（農地形状変更事業）を事務局報告願います。

(事務局) それでは、報告第3号受付番号1について議案書27ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、別添詳細地図及び該当農地の写真の17ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 報告第3号受付番号1の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

特に、ご意見ご質問が、ないようなので、次に行きます。

(●●●●委員 入室)

受付番号2について事務局報告願います。

(事務局) それでは、報告第3号受付番号2について議案書28ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、別添詳細地図及び該当農地の写真の18ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 報告第3号受付番号2の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

特に、ご意見ご質問が、ないようなので、これで、予定した議案と報告は終わります。

午後2時18分 終了